

市民文教委員会会議録

平成22年2月25日(木)

(開会) 10:05

(閉会) 14:10

委員長

ただいまから市民文教委員会を開会いたします。「議案第4号 飯塚市文化会館の管理の特例を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

生涯学習課長

「議案第4号 飯塚市文化会館の管理の特例を定める条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。議案書1ページをお願いします。飯塚市文化会館の管理の特例を定める条例の一部を改正する条例を定めるものでございます。

提案理由につきましては、飯塚市文化会館の管理について、飯塚市文化会館条例第4条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までの間、引き続き市長が自ら行うこととするため、本案を提出するものでございます。文化会館の管理運営につきましては、飯塚市文化会館条例第4条の規定により、指定管理者に行わせるものとする、ということから、平成22年度からの指定管理者の指定につきましては、公募により指定管理者を選定し、地方自治法第244条の2第6項の規定により、平成21年第6回市議会の議決を求めるため提出しましたが、理解を得ることができず否決される結果となりました。公共施設の管理運営につきましては、市の直営及び指定管理者による管理運営しかないことから、再度、提案することについても検討を重ねましたが、状況的に厳しいことから直営とすることにしました。

今回、直営での期間を2年間としたことにつきましては、12月議会での否決という結果を重く受け、今回指摘を受けた内容を協議・改善するための期間として、2年間の直営期間が必要であると内部で協議をしておりましたところ、「飯塚市教育文化振興事業団」より、1年間で市民等へのサービスを積極的に行える体制を築くということで、2年間の猶予をいただきたいとの申し入れもあり、市は直営での期間を2年間とすることにいたしました。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので質疑をします。質疑はありませんか。

瀬戸委員

平成22年2月1日付の飯塚市教育文化振興事業団の改革についてということで、市長あてに要望書が出ていると思いますが、これを資料として提出をしていただきたいと思います。委員長の方で取り計らいをお願いいたします。

委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま、瀬戸委員から要求がっております資料は提出できますか。

生涯学習課長

準備しておりますので、提出することができます。

委員長

お諮りします。ただいま、瀬戸委員から要求がありました資料については要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。資料が準備されておりますので、事務局に配付させます。

(資料配布)

質疑はありませんか。

瀬戸委員

文化事業団のほうから、こういう要望書が出ておりますが、この文面の中で中段ぐらいに、しかしながら、成果が短期的に見える箱物などをつくるのと違って、教育文化の育成は5年か10年先にしか、その成果が見えませんが、長期的に継続して行うことが重要であります。長くやりたいというようなことが、書いてあると思うんですが、この辺で、今2年間という、行政と私たち議会のほうとですね、考え方の違いという、私どもは文化事業団になんとかやってほしいと、地域のことは地域で支えていきたい、そのために文化事業団をつくったという経緯が当初からありますので、そういう考え方で話をしておるんですが、今回2年間ということを決められたと、猶予を与えるということで考えてあるみたいですが、もう少しその辺を具体的に、どういうことで2年間なのか、その辺をお示しいただければと思います。

生涯学習課長

まず、この要望書と申しますか、改革についてという文章に書いてある5年から10年ということについては、これは指定管理者になった場合は、この要望書に記載されておりますように、教育文化の育成については5年間程度、それ以上、必要であるというふうに述べられているのではないかと考えております。それからまた、2年間とした経緯でございますが、先ほどの補足説明でも申し上げましたように、今回、直営での期間を2年間にしたことにつきましては、先ほど言いましたけど、12月議会での否決という結果を重く受け、今回指摘を受けた内容を検討するための期間として、2年間の期間が必要であるというふうに内部で協議をしておりましたところ、こういう文章まで出てきましたので、最終的には2年間としました。つまり、1年間での直営期間では、平成22年度、5月ぐらいから公募に取りかかるようになり、今回指摘を受けたことについての協議が十分に整わない可能性があり、1年間の猶予が必要であるということから、直営期間を2年間するというように協議をしておりました。よって、平成22年度は指定管理者の公募はせずに、23年度に24年度からの指定管理者の導入に向けた公募を行い、議会に提案するようというふうに考えております。

瀬戸委員

管理するのは実質的には1年で、それから準備に入られる。公募の準備に入られるから、実質的には1年位ということでしょうけど、指摘を受けた要項について協議をして決めていきたいと。精査をしていきたいということでしょうけど、指摘を受けた要項について、どのようなことを受けとめられて、今から協議をしていかれるのか、その辺を分かれば聞かせてください。

生涯学習課長

何点かございますが、まずは評価項目における項目内容の点数の配分、すべて10点満点ということではなく、例えば施設の状況に応じて、追加項目を追加することができますので、そういう項目については点数を厚くするとか、従来どおりでいいのかとか、そういう協議もありますし、それから公募期間内における現場説明の日程、今回、現場説明では、7月、8月の公募で、8月の中旬ぐらいを現場説明としておりましたので、その期間では遅いんじゃないかという指摘もございましたので、そういった分を含め種々検討し、協議し、一番いい方法を見出したいという形で、時間的な余裕がほしいということで、今回こういう形で提案させていただきました。

瀬戸委員

これもちょっと資料請求になるんですが、今回この文化事業団の方から要望書になるんですか、改革についてというものが出ましたけど、多分この書類、文面をつくる時に、当然その理事長の名前で出て来ておりますので、理事会なり会議を行われたかと思うんですが、これは市役所内部の会議録と違いますが、これを事業団のほうから、会議録を提出していただくわけ

にはいかないでしょうか。その辺どうでしょう。

生涯学習課長

先日、この件につきまして、事業団の理事長のほうにご相談しましたところ、事業団としては要約した会議録であれば提出してもよいということで、本日要約したものであれば、うちのほうで準備できます。

瀬戸委員

今、課長のほうが答弁いただきましたので、正式に資料要求としてお取り計らいをお願いいたします。

委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま、瀬戸委員から要求がっております資料は提出できますか。

生涯学習課長

数ページございますので、印刷を今からさせていただきますので、20分ほど時間がかかると思いますが、よろしいでしょうか。

委員長

お諮りいたします。ただいま、瀬戸委員から請求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。資料については準備が出来次第、事務局に配付させます。他に質疑はありませんか。

永露委員

今日いただきました事業団からの改革についてという要望書ですか、文書ですけども、この中で裏のページの(1)、(2)です、具体的な内容を書いてあるんですけども、この(1)のほうで、いわゆる職員の見直しと職員の意識改革ということを最大重点項目に挙げてあります。そこで、次にですね、職員の人選についてということで、直営部分を含め事業団の意向を尊重していただきたいということですが、私が理解できないんですが、職員の人選という、この職員ですね、職員の内容ですね。それと、この職員の内容にこの直営部分も含めということですが、具体的に事業団としては職員の人選については、どのようにしてほしいということですか。ちょっと理解がいかないんですが、直営部分も含めということも含めて、いかがでしょうか。

生涯学習課長

まず、文化会館で働いておられる方の内容からご説明します。今現在文化会館では、17名の職員が勤務しております。文化会館の管理運営が、現在直営であることから、文化振興に関すること、また文化会館での自主事業に関することについては、生涯学習課文化振興係が担当しており、職員構成は正規職員が1名、再任用職員が3名、嘱託職員が1名、臨時職員2名、合計7名の配置となっており、すべてが市雇用職員であることから、人選については市のほうで人選されております。

また、事業団の職員に関しましては、事務局長以下、10名の職員が配置されております。財団法人飯塚市教育文化振興事業団寄附行為の第34条第3項では、事務局長及びその他の職員は理事長が任免するとあることから、事業団の職員の選任については、理事長ができるというふうになっております。ただ、ここである文章から見ますと、市雇用である館長等の職員についても、理事会の要望として、例えば文化芸術に詳しい方とか、経営手腕のある方とか、そういう方を選任していただきたいという要望されることはありませんが、最終的にはあくまでも市の方で、市の職員については人選されるものというふうに認識しております。

永露委員

ということは、先ほど述べられました7名ですね。7名については、あくまでも市の専権事項であるということですね。だから市が選任すると、ただし、その選任に当たっては、事業団のこういう人を選んでいただきたいとかいうことを、要望をできるだけ尊重していただく、取り入れていただきたいということですが、それはやりますか。

生涯学習部長

先ほど課長が答弁いたしましたように、文化会館の中においては事業団と職員は一体となって仕事をしておりますので、その中で理事長が言われましたように、市のほうに、職員につきましてもできるだけこういう人を職員として迎えていただきたいということで、理事会のほうでは積極的にそういう人を探していきたいという考えを持ってあります。

永露委員

ですから、この人選について、事業団が要望したいということですね。だから、その要望をきちっと市は受け入れる要素はありますかということですか。受け入れるということですか。

生涯学習部長

受け入れることで考えております。

永露委員

分かりました。それとですね、次の裏の方の下段の方に、2年間の猶予を与えていただきたいということですね。たまたまこの2年間というのが、事業団の考え方と市の考え方が、はからずも一致したということ先ほど述べられましたですね。たまたま一致したと、この2年間というのが。偶然ですか。

生涯学習課長

先ほどの補足説明でもご説明しましたように、市としてはいろいろな指摘事項について、改善協議する中で平成23年度からの公募については、5月ぐらいからなってしまうので、どうしても1年近くの協議、審議する期間があるということで考えておりました。ただ、事業団の方についても、職員の改革についてはやはり1年くらいかけて、その成果をもとに23年度からの公募に臨みたいという形で、偶然というか、そういうかたちで一致しておりました。

永露委員

偶然ということですので、それはおきます。それと、この中で事業団が非常に強い決意を述べられてあるんですね。すなわち、年数としては2年間ですけども、この平成22年度の1年間の改革において云々ということでもありますので、事業団としては、この22年度の1年間で勝負をかけるということですよ。その内容については、上の1、2があるんですね。上の1、2を22年度の1年間でやり遂げると。それができなければ、もうすべて返上いたしますという強い決意の表れだろうと思うんですが、ただ、その1年間の改革という内容がですね、非常に難しい。いわゆる、ざっとできるもんじゃないと私思っておるんですよ。一番根本的な改革というのが、いわゆる何て言いますか、職員の意識改革というところにあるんですよ、意識改革。職員の意識改革をこの1年間でやり遂げると、万全なものにすると、出来なければ手を上げますという内容なんです。

ところが、職員の意識改革、皆さん方も職員ですから常に市長とか副市長からそういう意味での意識改革を常に求められているだろうと思うんですが、これを今までの流れから見てですね、1年間できっちりその効果を出せるというところにね、非常に疑問を感じる。1年間でやるという。これが例えば、その気持ちはわかりますが、この文章ではですね、1年間の意識改革も含めた2年の猶予ということですけども、例えば、ここで猶予期間を例えば3年にしてほしいとかね、また、もう少しって4年にしてほしいとか、この意識改革には、例えば、意識改革の実質的な期間を2年ほしいとか、3年をほしいとか、3年まではどうかと思うけど、少なくとも2年ほしいぐらいのことのね、表現が本来ならば、あってしかるべきだと思うんですよ。しかるべきだと思う。

職員の人間の意識改革というところがね、簡単であって、簡単でないということを皆さんが一番お分かりでしょう。皆さん方が職員されて、上から言われて、我々はサービス機関だから、そういう市民に対する意識を持たないかとかもうですね。しょっちゅう言われておると思うんですけども、皆さん方は部下をもっておられると思うんですが、そういう意識改革というのが、一朝一夕にできるもんじゃないということは皆さんが一番分かっていると思うんですよ。例えば、この1年間でやり遂げますと、この1年間で結構ですと、それが出来なければ辞めますというふうなね、気持ちはわかるけどもね、現実問題として、なかなか難しいと思うんですよ。

ということは、私は穿った考え方すると、もう当初からできないことを、私言わせればね、非常に困難なことを上げて、それが出来なければ辞めますよということはね、当初からもう、言葉悪いんですけどね、当初からもう返上しますよと、いうように受け取りがちなんです。受け取りやすいんです。私としては、どうしてもそういう感じになるんですがね。課長、あなたも部下を持っておられるけども、そういう意味での職員の意識改革、例えば市民に対するサービスとかそういう非常に難しいね、意識改革を例えば、あなた1年でね、きちっとやり遂げる自信ありますか。あなたの所管だけで結構ですけど、生涯学習課というね、範囲の中だけで結構ですけども、その中できちっとやるという自信がありますか。なかなか難しいと思うんですよ。副市長。副市長も全体の職員の、あなたもやっぱり今、生涯学習課長に言いましたように、同じような立場にあるんですよ。職員全体のそういう、我々はサービスマンだという意識改革をね、市民に対する奉仕の精神を持ってやるんだという意識改革を持たせることが、どんだけ難しいかというのは、あなたが身に染みて分かっているはずなんです。そんなに簡単に1年で出来るもんじゃないということぐらいね、恐らく皆さん方がもう感じてあるんじゃないかと思うんですがね。それぞれ課長、副市長、述べて下さい。

生涯学習課長

今委員が言われたように、非常に厳しい内容だと思ってます。ただ、理事長、理事会なりの強い決意の表れがそのような表現になったものと思ってます。また、理事長もこれを1年で成し遂げるといって、また、人選も含めて理事長のほうに任せてもらえないかという文面になっていることから、やはり1年でこの改革をなし遂げるといって強い意思の表れと、また決意だといふふうに認識しており、私共も今の体制であれば、理事体制であれば、やっていけるんじゃないかなというふうに思っております。

副市長

この理事長とこの件ではなかったんですけど、一度お話をさせていただいたことがあるんですが、その中で言われよりましたことは、近畿大学の学部長をされておられた頃に、あそこは私学でございますので、職員の意識改革というのが非常に重要であるということで、自分が学部長の時代に、それを半年と言われたと思いますけど、その間に、徹底的に意識改革を行って、今の近大の教授、あるいは事務局あたりの協力を得て、した経験があるということと言われよったことを覚えております。

その中で、今の文化振興事業団の職員は、自分が理事長になって感じたことは、非常に市民からの批判が多いということで、それは何かということ結局、職員の方がサービス業という認識が非常に少ないように感じると、だから、そこら辺はきちっと自分が責任を持って職員の教育をやっていきたいということと言われよりました。その時かなり、熱意を持ってといひですか、かなりの決意を持って話をされおられたことを覚えております。ですから、あとこういう文章になってきておるといひますし、先ほども言われた職員の人選についても、やはり1年間でやり上げるんだという決意のもとで、自分のところにも市のほうも協力をしてほしいということで、言われておるのではないかというように理解をいたしております。ですから、非常に意識の改革というのは、これは質問議員さんも言われるとおり、非常に難しい問題ではあろうかと

思っておりますし、私たちもその日常業務の中で、それはつくづく感じることもあります、そういう理事長の固い決意があるというふうに、先ほど担当課長も話しましたように、そういうふうに私も理解をいたしております。

永露委員

理事長が、大学等の過去の経験からですね、例えば1年間でもその気になってやればできるんだということの自分の体験も踏まえてね、だから今回も1年間でやろうと思えばやれるという強い気持ちを持ったことは理解できるんです。できるんですが、ただ問題なのは、ここに公務員が入ってくるということです。それは、私学であり、「私」の部分でやるからできるんです。「私」だから、「私」だからできることとですね、公の部分が入ってくると、なかなかこれは公務員と普通の、一般の、要するにサラリーマン、一般のサラリーマンといわゆる公務員との違いがどこにあるかというのは、皆さん方一番分かっておるでしょう。「私」だったら、下手すれば、みんな飛ぶんです、首が。自分の意志に関係なくに職を失うことがあるんですよ。

ところが、公務員になるとそれがないんです。そこに、大きな差があるんですよ。だから、一般の「私」の場合の、例えば、社員に対する意識改革を行う場合とそこが1年でできることが例えば、役所の職員なんか意識改革、そういう市民に対するサービスとかそういうものを植えつけさせるのに私では1年でできることができて、この飯塚市役所とかね、そういう公務員に関係してくるとそれが出来ないんです。それを私は申し上げておるんです。

だから、この理事長の考え方はそれはそれで良しとしますよ。でも、そこにネックがあるということをね、この理事長はあんまりよく分かってないんです。昔、こういう感覚でやれたから、今回もこれで出来るとかいうね、その感覚に恐らく、ずれがあるんですよ。皆様も長く公務員されてきてね、それぐらいのことは、自分で自分が一番分かってるでしょ。何十年も公務員されとったら分かるはずですよ、民間との違いというのが、どこら辺にあるかというのがね、一番分かってあると思うんですよ。

それを本来ならばね、例えば理事長が1年間でやり遂げますと、これが駄目なら私たちはもう身引きますと、例えば言ってもね、それは、あなたの経験から「私」の場合ですと、それが出来たかも分からんけどもね、それがやっぱり公務というものが絡んでくると、なかなかそれはもう難しいという、逆にね、逆に言えば、私は1年といわずにもう1年でも猶予期間をあげますから、例えば、実質的に1年でやるよといったものをね、難しいから例えば2年でも猶予期間を上げますからというのが、あってしかるべきだと思うんですがね、そういうことはいかがですか。

生涯学習課長

今、質問委員が言われましたとおり、理事長においても同じような考えだというに思っております。しばらくすれば、会議録が配られると思いますが、会議録の中でも、言葉が適切かどうかわからないんですけど、市の天下りという言葉が使ってたと思いますが、そういう職員については遠慮していただきたいというようなことが書かれておりました。そういうことで、できるだけ民間からの方で、こうやっていきたいというようなことが書いてあったと思いますので、おそらく今委員が言われたような形でその理事長も思われているんじゃないかなというふうに思っております。

委員長

先ほど資料要求がございました資料が準備できましたので、事務局に配付させます。

(資料配布)

他に質疑はありませんか。

瀬戸委員

皆さん資料をみてありますが、今回直営になりますと、文化事業団の一部委託という形になると思うんですが、その一部委託される事業内容とか事業範囲、管理内容というんですか、そ

れらはどういうものになるのでしょうか。

生涯学習課長

文化会館の管理業務として管理委託業務、文化会館の貸館業務、大ホール、中ホール、展示ホールといろいろ部屋があるんですが、その貸館業務でございます。それから、貸館業務に伴う使用料の徴収とか施設使用料、付属施設の使用料の徴収。それから施設設備の保全のための業者への業務委託、保守点検監督修理、施設及び設備の補助のための専門業者との保守点検等の、34件ぐらいあるんですが、委託契約を行っていただいております。あとは文化会館の駐車場の管理、それから料金の徴収、このようなものが主な業務というふうになっております。

瀬戸委員

最後のほうで言われたのは、館の普通の委託業務、館自体の維持管理ということでしょうけど、貸館業務と使用料徴収。貸館業務というのはどの範囲まで入るんですか、いわゆる企画とか、そのいろんな企画、どういう人と呼ぶのかとか、そういうことも全部入ってるんですか。

生涯学習課長

あくまでも貸館業務でございますので、部屋の利用申し込みに対する受付だけです。それで今言われました、いろいろな事業の企画運営については、市が直営という事業をとっていますので市の職員の方でやっております。

瀬戸委員

平成20年度第2回飯塚市文化会館自主文化事業企画懇話会会議録というのがあるんですが、平成21年2月12日、この中ではいろんな文化事業団の委員さんが入って、企画のことに對してですね、その会議の中で発言をしてあるんですが、今のままで、一部委託でいけばですね、結局は今言った館の管理と料金徴収と申し込み受付くらいのことで、自主的には文化事業に対して事業団が中心となることができないようになっていきますよね。その間にですね、たった1年間で指定管理者としてね、前2年間やってきましたけど、指定管理者として力を本当につけられるのかどうかという懸念があるんですよ。直営であれば市のほうが企画して、生涯学習課ですか、が企画してすべてをやっていくと。それに対して申し込み作業とか受付、徴収ということだけ、後は館の管理だけをやっていくと。これでは自主文化の育成とか、そういうことが事業団自体ができていかないんじゃないかと思うんです。例えばですね、以前、2年間、指定管理者を文化事業団にさせましたよね、そのときは、あれは特例で2年間、いわゆるその選定なしで2年間をされたわけですか。そうするとね、本当言えばね、今回も僕は思うんですけど、ずっと思ってるんですが、事業団自体に事業をさせるんだったら、要綱の中でありましたね、市長が特に認める場合ということですね、2年間、また指定管理者としてすべての業務を任せべきじゃないかなと。そういうふう思うんですが、その辺はどういうふうにお考えですか、ただの管理だけではなくて。

生涯学習課長

まず公共施設管理運営につきましては、先ほども申し上げましたように、市が直営ですか、指定管理者にお任せするか、この2通りしかございません。これ平成15年の地方自治法の改正においてそういうふうになっておりますので、また今言われましたように、今後2年間また直営であるようになれば、直営の部分については、市の事業として市職員が行っていき、それ以外の市が直接行えないような施設の保守点検とか管理とか、そういうものについては、事業団のほうにお願いする形をとらざるを得ないというふうになります。

また、指定管理で事業団のほうに、すなわち公募によらない随契でという形だと思うんですが、それができないのかということなんですけど、指定管理者の指針の中においても、あくまでも指定管理者の方針から言えば、公募による指定管理者の導入というふうになっておりますので、基本的には公募という形を考えております。

瀬戸委員

私たちからいえばですね、文化事業団を育てていただきたい。今回、指定管理者制度で否決をしました、事業団じゃない、よそが来たということですね。で、指針においてですね。市長が特に認めた場合は、指定管理者制度は随契で出来るように書いてあるんですよね。条例ですか、条例の中に。それを、どうせこれだけ2年間ですね、育てようと、育てるためにそのやられてるといふ、答弁の中にもいろいろそういう、こう端々に聞こえるんですが、育てるんだったらもう2年でもね、5年でも1回、文化事業団にきちっとすべてを任せてね、指定管理者にすることはできるんじゃないですか、市長の考え方だけでしょ。どうなんでしょう。

生涯学習課長

言われましたように、指針の中でも特別の事情があれば、公募によらないでもというふうに書いてありますけど、現状において、公共施設においては特段公募によらないでという理由が見当たらないというか、そういうこともありまして、やはり広く公募し市民のニーズにこたえる、また、いろいろな条件、比較検討できるためにも、やはり公募によって業者団体を選出するほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。

瀬戸委員

特別な理由じゃないですかね、2度も否決されているんですよ。2回も。それをもう少し真摯に受け止めてね、どういうことで否決されているのか。当初から事業団をどうするのかという問題ありきでしょ。これほど特別な理由はないんじゃないですか。どう思われますか。

生涯学習部長

今回12月議会で否決されました主なものとしては、やはりいろいろと選定委員会におけるいろんな会議録の公開とか、そういうところの内容、公募のあり方ということでの否決というふうに受け取りますので、指定管理者制度においての、これが公募によるということについては私たちは当初から一貫してそういう方向で、公募でいきたいという考えでもっております。

瀬戸委員

でも、この事業団に関してはもう当初の否決のところ、事業団をどうするのか、事業団にどうしてさせないのかという問題、この間の点数の問題でも、もう少し地域の事業団が、いわゆる地域性のところの評価点を上げてくれとか、いわゆる事業団のために話があったことでしょう。今のは事業団関係なしの答弁でしたけど、そうじゃなかったですか。私はそう感じていますけど。どうなんでしょう。

生涯学習課長

今言われました件についても、今後の課題という形で1年間時間をいただいて、その部分について点数を厚くするのか、また、どういう項目を入れるのかということも検討していくようには考えております。

瀬戸委員

要望書の中ですね、5年か10年先にしかその成果が見えませんが、長期的に継続して行うことが重要となりますと。地域の教育文化は、地域の市民一人ひとりが汗をかきながら守り育てることが必ず必要だと考えてますと。しかし、そのためには若干仕掛けが必要となります、今後教育文化を促進して行くには市民、行政、各種文化団体、教育機関、民間企業、他の施設や地域などの連携を密にし、協力をいただきながら飯塚市教育文化振興事業団が中心となって促進していくことが必要となります。事業団がその責務を果たすことで、今までと違った事業団に生まれ変わるものだと思いますと、ここまで書いてあるんですよ。これに下に収納の印鑑が押してあります。これ、2枚目は誰が書いたんですか、しかしながらからは。こう言うってですね、出来ないときは1年間でやめます。解散しますと。どうもこれは前面の文面と裏面の文面とが、何かこう整合性がない文面になっているような気がするんですけど。これは、今もらった議事録の中にこういうことが書いてあるのかな、まだ読んでないけど。何か整合性がないみたいな気がするんです。片やこういうふうに一生涯懸命やってみようかと、そのた

めには長い間の期間がいりますと書いてるのに、これ1年間でできなかつたら解散しますよと、認めてもらえなかつたら解散しますよ。はじめのね、前面に書いてあるその意思と裏面に書いてある事が全然かみ合わないような気がするんですが。これはどういうことで、こういうふうな・・会議に出られてたんでしょ、会議に、部長、どういうことですか。

生涯学習部長

これは理事長の想いがここに挙がっておりますので、前の分につきましては、指定管者と事業団がなった場合には、やはりそういったいろんな連携をやっていかないといけないと、また教育文化についても5年間、そういう程度の時間があるということの想いがここに表れております。裏の方には、現実として今回直営となる中で管理運営しか行えませんので、その中でやはり、そういう自主文化事業も指定管理者の方でやることになれば、そういうところのまず管理運営の中での、やはりお客さん、利用者とかですね、また文化団体の、いろんな多くの団体の、サークルの方もおられますので、まずその人たちから替わって良かったとか、喜んでいただけるよう、管理運営だけでもそこそこはきちっとやらないと、次の自主文化事業というものには入っていけないんじゃないかということ、会議の中でもお話されておりましたので、その想いが、ちょっと前文と裏とは違うといいながら、やはり、基本的にはやはり、サービス業務ですので、市民から喜ばれるようなことを、まず最初に改革をしていきたいということの文面でありますので、これは理事長のほうから出されたものでありますので、ちょっと私のほうでどういう、それ以上のことはちょっと申し上げることはできません。

瀬戸委員

先日、ちょっとコスモスコモンのほうに行って、対応を見てみたんですが、中にいる方にも話を聞きました。でね、結局受け付けをしているのは市の職員なんですよ。市の職員の対応が悪いというんですよ、お客さんは。そうでしょう。文化事業団の職員が悪いんじゃないんですよ。結局、先ほど永露先輩が言われたように、市の職員の受付態度が悪い、入って行っても知らん顔している、顔を見合わせて誰かが立つだろうと。そんな態度で受け付け業務をやっているんですよ。これは文化事業の職員ではない、市の職員が悪いんじゃないですか。それを事業団に、なにか文化事業団が一人でなにかやらなくちゃいけないような、なにか変な答弁が返ってきてますけど、だから今理事長のほうからその雇用に関しても、物を言わしてくれということが出ているわけですよ。あなたたちは、今まで文化事業団に市の幹部が何人入っておられました。育ててきていないわけじゃないですか、結局は。部長あたり何人が入られているでしょ、今までずっと。何をやってあったんですか、大体。だから、それが先ほど言われたサラリーマンと職員と違うと、言われる所以じゃないですか。もう少し、きちっとしてやるんだったら性根入れてやってもらわないと。市民サービスでしょう、これ。その辺、よく考えてくださいよ。

永露委員

すみません。ちょっと確認をいたしますが、先ほど、職員の人選についての質問をいたしまして、ご答弁ありました。現在のところ、正、再任、嘱託、臨時含めて、7名のいわゆる市からの人間が行っておるということですね。これについて、今、いただきました理事会の文面からいきますと、市からの天下りをなくして、全部民間から入れる。そういう条件だったら、引き受けるといふふうな文面もありますし、また、次の「2 . 」のところでも一切天下りをやめてもらおうと、そういう意識を変えていただきたい、変わらない方はやめていただく、変わらない方はやめていただくということが、すべて民間から入れるということですよ。民間から入れたいということですよ。やめていただくということは、やめさせる権限を持つということは、一切、公から外すということですから。

こういうことをあなた方は了解をするんですか、またそれができるんですか。そういう体制で事業団にやっていただく、今後、例えば、今言う2年間ですね。実質的には、この1年間ですけども、その猶予期間2年間をこういう体制でやっていただくという気持ちをきちっと持つ

ておるんですか。それじゃないとできないということを言っているんですけども、その点いかがですか。

生涯学習部長

理事長のほうから、そういうお話もありまして、また理事会のほうもそういう気持ちで取り組んでいきたいということで、私どものほうも理事長の考え方を尊重いたしましてやっていきたいと考えています。

永露委員

部長は、今そういうことを申されましたけども、部長の一存でできることではありませんね。と思いますよ。これについては、副市長はいかがお考えですか。部長権限でできるならいいですよ。できますか。部長は、そういう意見を、気持ちをくみいれてそうやります、そうやりたいということだろうと思うんですが、そうやりたいということを後ろから押すのは、副市長でしょ。副市長がノーと言えられないんでしょう。いわゆる市長ですから、市長いませんから次は、NO.2は副市長ですから。やっぱり、そういう副市長の気持ちがないと、まず市長のそういう気持ちがないとできないんでしょう。部長できますか、できないんでしょう。それは、ちゃんと、あなたはやりたいという気持ちを持ってあることは分かりました。でも、あなたにその権限はない。ないんでしょう。だからそれは、後ろ押ししてもらえないんでしょう、最終的には市長の。その点については、市長の了解はとってありますか。

生涯学習部長

了解はとっておりませんが、私もその事業団の理事として関わっておりますので、やはりそういうことで、市の方にもご理解いただくように努力して参りたいと思っております。

永露委員

努力して参りたい。そこまででしょ。我々は、こういうことを踏まえて、この今出されている議案の態度をはっきりしなくてはならないんです。イエス、ノーを表明しなければならないんです。まだ、今の段階で、我々にその曖昧な状況の中で、態度を表明しろというんですか。大きな問題でしょ、その点は。事業団が一番求めておる最大のポイントでしょう。民間でさせてくれと。民間の人間でさせてくれと。悪いやつは切っていくと。悪いやつは切りたいから、民間の人間でさせてくださいってことでしょう。それが、まだ、はっきりしてないでしょ。そういう気持ちは持っておりますということですが、そういう形でやる、やらないということはまだ何も決まってないわけでしょ。そういう状況の中で、我々にイエス、ノーを求めるんですか。

副市長

先ほども説明しましたように、市の職員が再任用を含めて7名、それから事業団の職員が10名ということでございます。事業団の職員については、私のほうで云々されませんが、市職員については事業団のほうの意向を十分に酌んで、今後の人事異動には反映させていきたいと思っております。

永露委員

副市長ね、事業団が今後やる上で、一番のポイントとして挙げておるのはここなんです。ここなんです。ぜひ民間を入れていただきたいと、我々が選ぶ民間の人間にさせてくださいということなんです。そうでしょう。私はそう思っているんですが、違うなら違うと言ってください。

生涯学習部長

はい、そのとおりでございます。

永露委員

そうであるならば、事業団がこの2年間受ける最大の要素、ポイントが今言われたところなんです。だが、その件について、きちっと執行部として、もう極論すれば市長として、あなた

方が思っているようなことをしてくださいと、あなた方が思っているような人事をしてくださいと。というものがないと、だから我々も、向こうが受ける最大の条件が、人事の問題ですから、人事の問題をこういう形で、市としてもきちっとバックアップしますというものが、あるのとないのとは判断に影響するでしょう。しませんか。少なくとも私はするんですよ。向こうが望んでいる状況をきちっと、市としてね、飯塚市として担保してあげるといふのであれば、そういうこともあるかなと思うんですけども、まだ、何も担保されてないわけでしょう。だから、きちっとそれは事業団の意向を酌んで民間でやりますと。だれ一人、市の、いわゆる公務的な人間は一切入れませんということを述べてください。

副市長

先ほども答弁いたしましたと思いますけど、事業団のほうの意向を十分に尊重したいというふうに思っております。ですから、それを人事異動に反映させたいというふうに考えております。

永露委員

だから、そういう、あなたはお役人ですから、お役人的な言葉じゃなくて、民間の人間でやりますと、それが事業団が求めている最大のポイントでしょ。だから、それを尊重するとかお役所用語じゃなくて、一切民間の人間でやっていただきますと。ということをおっしゃいませんか。

副市長

現在ですね、再任用職員はおそらく市のOBだと思います。嘱託職員が市のOBか、あるいは臨時職員の2名が市のOBか、私は残念ながら存じておりませんが、この中でも、民間の採用の方もおられるのかなというふうにも感じております。ですから、あと問題になるのは正規職員と再任用職員、まあ嘱託職員はちょっと調べてみればわかるかと思いますが、そういうふうなことで理事長が1年間、実質は意識改革2年間ということでしょうけど、その間でしっかりやりたいと、だから、市のほうに協力をしてくれという申し出がっておりますので、そのようにしたいと思っております。ですから、再任用職員あるいは嘱託職員で市のOBの方がいないということであれば、私はその方向でしていきたいと思っております。

委員長

暫時休憩します。

休憩 11:01

再開 11:12

委員会を再開します。他に質疑はありませんか。

田中委員

確認をさせていただきたいんですが、今のずっと質疑は、この事業団の要望書に関しての質疑がずらっと出ておったというような気がいたしますが、課長の最初の説明の中で平成23年度、24年3月31日まで直営で行う理由ということに関しましては、先の委員会とか本会議で様々指摘をされた公募のあり方、そういったものを整理する、見直すところは見直したり、整理するために1年間では整理ができないので2年間時間をいただきたいと、そう市が思っていたら、偶然に事業団もそういった要望書が出たので、2年間延長させていただきたいということであったと思うんです。ということは、事業団がこういう要望を出そうが出すまいが市の考えとしては24年3月31日までの間、直営でいくという考え方だったんだと思いますけど、そのあたりはいかがですか。

生涯学習課長

はい、そのとおりでございます。否決後、内部で協議をする中で、否決を受けた理由、いくつかございますが、評価項目の追加項目の検討とか、配点とかいろいろな部分、それから公募期間における現説の期間とか、そういうことを協議する期間として、もし1年であれば、早速年度明けすぐに公募という状況になりますので、そうなってくると、そういう協議・調整を整える時間がないので、1年間先送りにして1年間じっくりそういうことを検討していく

時間が必要だということで、検討というか、しておりました、年明け早々から。

田中委員

再度確認です。事業団からの要望がなくても、こういった要望書が出てなくても、2年間直営でいくという考えであったということで間違いありません。

生涯学習課長

間違いございません。

松本委員

何点かお尋ねをいたします。先ほど永露議員の質疑とちょっとかぶってきますが、前回の指定管理の議案を出されたときに、今回の指定管理がもし否決をされれば、この事業団のあり方、私どもは、事業団のあり方をずっと申し上げてきたはずですが、この委員会でもですね。そして、時間のことももうちょっと経過をしないと成果が出てこないんじゃないかというようなことも、私どもがずっと言うてきたことです。そしたら、今回たまたま事業団と話が一致したのか、偶然あったのかそれは分かりませんが、2年間ということが出されてきていますが、前回の指定管理に、もし事業団が失敗したら事業団はなくしますと、そういう答弁をいただいていると思いますが、そのとおりでしょうか。

生涯学習課長

12月議会での提案の中では、事業団以外の団体が選定されておりましたので、その選定された団体が平成22年度から指定管理者となった場合については、事業団については解散していただくというかたちでお願いするというふうに答弁しておりました。

松本委員

それに、私は、それは余りに乱暴じゃないですかと、皆さん方が事業団に対する位置づけとかはどんなふうに考えてあるんですかと、今回の指定管理に、もし落ちればなくすというようなことはあまりに乱暴過ぎて、行政として何を考えてるか分からんというようなことも話をしたとも思いますが、今回はそれに加えて、2年間、実質1年半になろうかと思いますが、それを猶予してほしいということが出ているようですが、それで、また間に合いますかという先ほどのお話もありましたけれども、それが本当に、永露委員もちょっとさわられました、事業団をなくすための手段として、出来ないことをここまでやってるじゃないかというあなた方の手段を見せるための今回ではないのかなと、私は穿った考えをすれば、そのように感じていますが、それを答弁して下さいと言ってもそういうことありませんと言われるというふうに思いますが、あなた方は前段で、そういう乱暴なことを言われているわけですよ、すでに。そうでしょう。私が言っているんじゃないんです。あなた方が、それはお示しになってるわけですよ。そして、今度は時間をかけて2年間と、この2年間というのも先ほど出ましたが、2年間で、本当にそれがやれるのかと。やれないときには事業団をまた、なくして構いませんというところまでこの改革案を示されていますが、そこまで出ています。これは、その熱い思いというのは先ほどから言われるように理解をいたしますが、そういったことがなくす、なくさないというようなことが、軽々にこういうことに示されるのかどうなのか。事業団をなくすといったときの手順はどうなっていますか。

生涯学習課長

事業団の解散につきましては、財団法人飯塚市教育文化振興事業団寄附行為の第32条に記載させておりますが、この法人は民法第68条第1項第2号から第4号の規定による他、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決をえ、かつ市長及び福岡県教育委員会の許可を得て解散するという仕組みになっております。

松本委員

そういうですね、運びをしなきゃ辞めるも何も出来んわけですよ。簡単に1年、2年して、結果が出せんかったら辞めると、そういうことではないわけですよ、これは。勿論そういう

事業団の熱い思いというのは理解をいたします。そこまで考えて、今回やってるんですよというようにを言いたいわけでしょうし、私どもも、永露議員言われたように、それは理解をいたしますが、軽々に、これをやめますよとか、しませんよとかというような話にはならない。そうすると、私は2年間では、またぞろ同じことになるんじゃないか、もうちょっとやっぱり本気になってやろうとするならば、まず、その前の平成19年ですか、に否決を受けた後にですよ、こういったものがなんで否決になるんだらうかということであるのが、皆さん方のお役目ではないかなというふうに私は思っています。それを、その次もいやいややりますと、大丈夫ですということで、ゴリ押しと言ったら言葉が大変悪いですが、ゴリ押しだったと思います。やられました。結果的には同じことです。そしたら、あげくには、今度はこういう要望書、改革案、結局一緒じゃないですか。

私も、この2年間という、実質一年ちょっとの中ではその改革は大変難しいと。私は思っています。となれば、なくす、そこにもう近づくことになるわけですからね。私はそういうふうに、この今回の提案もそのように受けとめておりますし、それともう一つ、この中で市民サイドから大変不服といたしますかね、それが出ておると。サービス面において多くの苦情が出ておるといようなことも出ておりますが、私ども委員会ではそういった報告もありませんし、何が市民の皆さん方から不服をいただいているのか、どういったことを市民の皆さん方が困られているのかといようなこともこの委員会では何ひとつ上がってきていないと思っておりますがそれはどうですか。

生涯学習課長

特によく言われますのが職員の対応というか、笑顔での対応というか、接客する場所でございますので、そういうところで明るい対応ができていない、暗いとか、そういう部分でのお話というか、意見は何度かいただいております。

松本委員

いやいや、今までそういったことが、委員会の中で報告なりなされておりますかということをお尋ねをいたしました。内容とすれば、今言われるようなことなんでしょうが、私どもは承知をいたしておりますので、私はですよ。それはどうですかというお尋ねをいたしました。

生涯学習課長

報告はしていないと思います。

松本委員

やはりこの議案というのは、本当に議会も半分に割ったりですね、いろんな意見の中でこの議案が可決をされたりしているんですよ。否決をされたり、そうすると皆さん方は、やはりこの委員会にはために、丁寧にご報告をされて、今現状ではこういうことだと。それをこんなふうに変えていこうとしているんですよ。ぜひ協力を願いたいということと言われるのは、当たり前ではないかというふうに思いますがいかがですか。

生涯学習課長

今後、機会あるたびにご報告していきたいと思っております。

松本委員

もちろん今後ですね、していくということですが、もう2回もだめですよということである議案にですよ。もうちょっとやっぱり、この窓口がどうたらこうたらいう前に、あなた方の姿勢ですよ。窓口の人員だけ変えたって、あなた方の今持っている気持ちの中のその気持ちがですね、反映していくんですよ。そんなどこで何が起こりよんやろかといような、そんな考えですよ、この改革ができるはずもないじゃないですか。一生懸命に委員会の中で論議をし、いいものをしていこうと言うても報告もせん、大丈夫ですかといえば大丈夫です、やります。大丈夫でも何でもなし、何を考えられて、また今回2年といようなことになるのか。よく私には本当に、理解に苦しんでおります。私自身ですね。この2年間というのは、私は、その中

では大変難しい導きではないのかなというふうに、私は思っています。先ほど人選、人事のですね、人員のこともありました、文化事業団の中にも市のOB、10名のメンバーというふうに言われましたが、その中にも市のメンバーはお出でなんでしょうか、どうなんでしょうか。

生涯学習課長

事業団の中にも市のOBの方はおられます

松本委員

そうしますと、今ここで、先ほど永露議員が縷々おっしゃっていたのは、どちらも含んでということですか。その逆、今永露議員は7名のほうのことを言われたかと思うんですよ、OBだとかですね、臨職だとかですね、そういったところを言われてたと思うんですが、この中の改革の大きな柱のその人選を考えてほしいというのは、事業団の中の人選もあるんでしょうか。そこいら辺はどうですか。

生涯学習課長

事業団については、その理事長の権限で人選できますので、恐らく市のほうの人選のことを言われてるんじゃないかというふうに思います。

松本委員

そうしますとその中に、市のOBが入ってあっても、それはいいと。7名のそういった実際に窓口をやっていたり、そういったところをする人選についてもうちょっと考えていただきたい、そのような考え方でしょうか。わかりません、私は。先ほど副市長がそれもやりますとおっしゃいました。文化事業団の意向に沿ってやると。そうすると、今後、文化事業団だけではなくて、いろんなところでうちにそぐわないと、ぜひ考えてくださいというようなことも出てくるやに私は思っています。ですが、副市長はそれはできますとおっしゃいましたので、それも含めて事業団の中のOBですか、そういったことを含めてどうなのかお答えください。

生涯学習部長

事業団のほうで仕事をしてある方の中には、市の職員もおられますし、事業団の理事長で雇用されている方もおられます。ですから、事業団のほうの、今勤務されてる方についても理事長の方からできるだけ民間の方をいれたいと、私の方にも、正規職員の係長以外の方々もおりますが、そのの方々についても市のほうからの再任用の方もおられますので、合わせてそういうところの、全体的なですね文化会館としての管理運営、自主運営をしていく中で一体となってやっていくためには、やはりそういうところの人選も含めてですね、考えを示したいということでございます。

松本委員

言われていることは、ぼやっとわかるんですが、はっきりですね何人おられるんですか、10名の中に。

生涯学習課長

事業団の中には3名のOBの方がおられます。

松本委員

10名中3名のOBがおられるということですね。それについては理事長の権限でやられるので、もし文化事業団のあれにそぐわなければ、理事長のほうでされるのではないだろうかと考えているということですよ。あとの7名については、市のほうが協力ができることはやっていきたいと。そのような意向というふうに、それでよろしいですか。

生涯学習課長

一部訂正させていただきます。7名というふうに最初申しましたが、当初、4月1日では7名でしたが年度途中で、10月、それと1月に、病気のためにお二人の方がお辞めになりました、それで今現在5名となっています。そのお二人の方が市のOBの方でございましたので、現在市のOBの方として、市の直接雇用となっておられる方は1名というふうにな

っております。

松本委員

そうしますと事業団の意向というのは、ほぼ満たされてるわけですよ。そういうことでしょ。おられないわけでしょ、市のOBは、あと1人はおられるけれども、天下りはもう、天下りでいいのかわかりませんが、一人はおられるけれども1人だけということですよ。そういうことでしょうね。

生涯学習課長

年度途中で退職されましたので、それに代わる方は新しく入れておりません。その分、生涯学習課のほうで若干応援しながら頑張ってるんですが、4月以降、そういうところも自主事業、今後、直営なのでやっていけなくていけませんので、そういうところではやはり今の体制ではちょっと厳しいので、元の7名体制に戻してやってきたいなというふうに考えております。

松本委員

戻すんだけれども今のところは言うように一人と、こういうことですよ、わかりました。先ほど申し上げましたが、それにもし失敗をすれば、改革に失敗をすればやめますよと、返上しますと。こういうようなことがここに記載をされてますが、それについては熱い思いというのは先ほども言うように理解をしますが、軽々にできないと。それは、そのような判断でよろしいですか。

生涯学習課長

はい、その通りでございます。あくまでも、この成果についても事業団で判断されるし、最終的な解散についても、理事の4分の3の同意がないとできませんので、そういうことを経過しながら解散する場合にはそういう道筋を通らないとできないというふうに思っております。

松本委員

この会議は、この要望書ですか、改革についてのあれは2月1日ということで提出をされておりますが、これに付随するのが、この、さっきいただいた議事録なんでしょうか。この、これを出すための議事録ですか、会議ですか。

生涯学習部長

1月27日に理事会が開催されましたが、その前に理事長の方からいろいろ考えは持っておられましたので、その考えをですね、理事の方にきちとお話しをしたいということですね、1月27日に理事会が開催されております。その中でこういう内容のご説明をされた中で、理事長としては、これについての文書を作成して、そして市のほうに申し入れをしたいということでございます。

松本委員

この文書については、この理事会は、承認をしておられるということですよ。

生涯学習部長

その通りです。一任させていただいております。

永露委員

すいません、あの、今、松本さんからの話があったんですが、その中で自分の理解とずれている部分があるんで、確認のためにお尋ねをいたしますが、いわゆる直営部分といえますか。もともと7名ですね、7名おられて現在は5名ということですが、そのうち1名しか残っていないという言い方をされましたですね。市のほうというよりも、だからこの人たちが、事業団が、特にこの事業団の何ていうんですか、この理事長ですか、理事長が強く考えておるのが、いわゆるこの直営部分を含めて、自分の思いが達成できる体制をつくりたいということなんですよ。なんですよ。特に意識改革という面で。その中で、今1名ということ言われましたけれども、当初おられた7名中2人辞められて5名ということですが、この5名の任命権者はだ

れですか。

生涯学習課長

市でございます。

永露委員

おかしいでしょ。私の言わんとすることがわかりますかね。この理事長の、あなたこの7名が5名と、まあ7名でも5名でもいいんですが、この部分も含めて、自分の思いが達成できるようなことでやりたいということですよ。やりたいということは、極論すれば、だめな人間はくび切りしたいということなんですよ。できますか。

生涯学習課長

現在市の部分、今言われました部分ですけど、正規職員1名、それは係長でございます。あと以外は、嘱託職員、臨時職員でございますので、任期は1年間というふうになっておりますので、そこで打ち切ることができるというふうに認識しております。

永露委員

任期が来て、そこで、例えばもう再雇用しない。新たな人間を入れるということでは、この人の思いは違うんですよ。違うんです。わかるでしょ。その任期途中であっても、本当に自分たちの思っている改革にそぐわない人間はやめてもらうという意識なんですよ。この人は。それは正しいと思うんですよ。でも、それはできないでしょうも。あたかもできるようなこと言うけど、できないでしょうも実質的には。その任期が来るまでできないんでしょうも。できますか。できるならいいですよ。だから、例えば任期が来て新しく、例えば市のほうが、事業団が入れるんじゃないでしょ。雇用するんじゃないでしょうもん。市が雇用するんでしょうも。臨時にしる、嘱託にしる。そしたら、その権限は市でしょうも。入れて途中でこんな人間は要らないと。事業団が、理事長が、思われても手を出せんでしょうも。それをやりたいと思うんですよ。だから、民間を入れてくれと、自分たちに任せて民間を入れてくれという、それだったらできるから。私の言っていることはおかしいですかね。おかしいなら、どこがおかしいと教えてください。

副市長

ちょっと、論議がすれ違っておるように思いますけど、この理事長がここの要望の中で出されておるのが、職員の人選、人選を自分のほうでさせてほしいと。それから任命は、この7名の部分については市のほうの任命権者である、これは教育委員会ですか、実際は。教育委員会のほうで任命すると思いますけど、それはこの方をぜひ雇って欲しいということの人選された方を、市の方は理事長の意向に沿って任命していこうというふうに考えておりますので、何も市のほうから、今までしてありましたOBを、常に送り込むということではないというふうに、私は理解をいたしております。ですから、人選の部分については、ぜひその私たちの意向を聞いてほしいということ、この要望の中では言われておるといふふうに、私は理解をいたしております。

永露委員

じゃあ人選は、例えばいいでしょう、人選は例えば事業団のほうでやってくださいと。この今ある体制の7名部分ですね、それについての人選はいいでしょうと。でも、やっぱり人選でも100%ではありませんから、途中でやっぱり、めがねに合わないということありますよ。でも、その場合でも民間ではないんですから、自分たちがやった純粋な民間ではないんだから、手が出せんでしょうも。ということをお願いとるんですよ。あくまでも、それは市の権限でしょ。採用は。ですから、例えば、そこに例えば職務上、不適切な場合が例えば少しね、自分たちの思いと違うような人間であってもそれは、例えば1年間の雇用期間ということであれば、1年間は手を出せないということでしょうも。でしょ。ということは、この人が本当に思っていることとは違うと、俺は思っている。違うと思っておる。それは、すべて任せていただけ

ば、いわゆる完全な民間での体制をとりたいと、そうすれば、いつでもだめな人間は切れるという状況を私は作りたいと思うんですよ。そこまでの強い意識があるから、1年間という、1年間でやり遂げたいというのがあるんじゃないですか。わかるでしょう。

副市長

私も、その、確固たる知識がないで申し訳ありませんけど、例えば市の再任用職員でも、どうしてもその職に不適だという場合には一定の期間を置いて、やめていただくこともあり得るしですね。どうしても、例えば健康上の問題とか、職務に適さない適性の問題とか、いうのは一定の手続をとれば、例えば1年間と区切っておったとしてもですね、そこは可能ではないかというふうに理解しておりますけど、そこら辺ははっきりした知識がなくて、申し分けありません。

永露委員

ですから、市の権限において、人事権において任命した人が入って、で、例えば、それを事業団の人選によったにしろ、途中でね、やっぱり任期途中において、どうしてもこの人は市民に対するサービスとか、そういう面ではやはりだめだと。こんな人では、自分たちの思いが、この1年間で達成できないというようなときには、この人の権限で切れる状態にしてやるべきだと私は思うんですよ。だから、そこら辺が、例えばそれがその具体的な何か不都合したとか、不適正なことをしたとかいうんだったら別だけれども、これが非常に、例えば市民に対するサービスとか、そういう割と抽象的な問題ですから、だからその人は解雇理由に当たらないということで、やられたら負けるでしょうも。でしょう。じゃあ、ずっとその間、自分たちが命をかけてやるという1年間、置いておかないといけないでしょうも。そういうことをね、この1年間という期限を切って、大げさな言い方ですけども、命を掛けてやるという、この気持ちがあるんなら、そういう状況にしてやるべきだと思うんですよ。また、本当はそういうことを望んでいると思うんですよ。どうですかね、副市長。

副市長

私もそういうふうなことでは思っております。ですから、人選をされて、先ほど言われましたように、なんていうんですか、人選を誤ったということも十分考えられることだろうとは思いますが。そのときには、理事長のほうから現実的には、市のほうに、どうしてもこうで、この職に適していないというご相談があればですね、一定の手続をとって、他のほうに配置転換をするとかいうことは可能だというふうに理解しておりますけど。

永露委員

だから、結局のところ、最終的にすべての権限において、理事長なり理事会がですね、理事会の権限ではできないということなんですよ。だから、それをやってもらうには、また市のほうからの手続をしてもらわんと、やろうとしてもできないということなんですよ。だから、本当は、もうそういうすべての権限において、できる状況を私はつくるべきだというふうに思うんです。本気でやるんならね。本気でやるんなら。そこでお尋ねしますが、先ほど事業団中に、10名のうち3名のOBおられるということですが、これの職席というか、どういう形での配備なんですか。例えば、再任用とか嘱託でいいんですが、どういう形でOBの方がこの事業団に入っているんですか。

生涯学習課長

再任用の方が2名、嘱託職員として1名、合計3名でございます。

永露委員

ですから、これもようするに任命権者は市ですね。そこ、どうなんですか。

生涯学習課長

申し訳ありません。間違った発言をしておりました。市のOBとして、3名の方が採用されているということだけです。

永露委員

ということは、事業団が3人、市のOBの方を市の意思とは関係なく、理事として、いわゆる事業団の人間としてふさわしいということで、事業団が雇用しておるということですね。間違いありません。ということは、事業団がいつでも首切れるという状態にあるということの認識でよろしいですね。

生涯学習課長

そのとおりでございます。

委員長

他に質疑ありませんか。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:48

再 開 13:10

委員会を再開いたします。

他に質疑ありませんか。質疑を終結いたします。この際、瀬戸委員から議案第4号に対する修正案が提出されておりますので修正案を配付させます。

(修正案配付)

それでは、瀬戸委員に修正案の趣旨説明を求めます。

瀬戸委員

今回の飯塚市文化会館の管理の特例を定める条例の一部改正する条例の修正案の提出をするにあたり、修正の理由を述べさせていただきます。飯塚市文化会館に適切な指定管理者を選定する事務については、2年間では期間が不足であると考えるために、次のとおり修正案を提出するものであります。修正の内容は2ページ目につけておりますので、省略をさせていただきます。以上です。

委員長

説明が終了しましたので、修正案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。原案及び修正案、以上2件に対する討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。まず、修正案について採決いたします。議案第4号に対する修正案について、修正案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、修正案については、可決すべきものと決定いたしました。

次に、修正部分を除く原案について採決いたします。「議案第4号 飯塚市文化会館の管理の特例を定める条例の一部を改正する条例」の修正部分を除く原案について、可決することに賛成の委員は、挙手願います。

(挙手 全会一致)

全会一致。よって、議案第4号の修正部分を除く原案については、可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第14号 専決処分の承認（訴えの提起（学校給食費請求事件）」から「議案第31号 専決処分の承認（訴えの提起（学校給食費請求事件）」までの18件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

学校給食課長

議案14号から31号までの専決処分の承認（訴えの提起（学校給食費請求事件）」についてご説明いたします。

学校給食費を納入しない長期滞納世帯54件に対し、飯塚簡易裁判所に支払督促の申し立てを行ったところ、相手方18件から分割納入を求める督促異議申し立てが行われたことにより、民事訴訟法第395条の規定により訴訟手続きへ移行したため、地方自治法第179条第1項の規定により、学校給食費請求事件として専決処分を行ったものであります。

今回の専決処分は、昨年12月14日、飯塚簡易裁判所に給食費の滞納世帯に対しての法的措置である、支払督促の申立を行なった事によるものであります。これまで再三の督促にも関わらず、支払に応じなかった世帯に対し、10月末に最終催告として、法的措置を執る旨を書いた督促文書を送付し、一ヶ月の猶予を設けて飯塚簡易裁判所へ支払督促の申し立てを行っております。その対象は54件で総額では約1220万であります。

今回、市が滞納している給食費を一括して支払へとの主旨に対し、異議を申し立てられた18件については、いずれも分割であれば支払に応じるものであり、支払いを拒否する異議は一件もありません。しかしながら、例え分納による支払に応じるものであっても、民事訴訟法の規定により訴訟へと移行するものであります。その際には、市に対して訴訟に移行するための手続きとして、補正命令が出され期限内に手数料を納付しなければ、全てが無効となります。今回の18件では、相手方の異議申し立て期日の違いから、若干前後するものの、その多くは平成22年1月26日であり、速やかに訴訟へと移行し解決を図るため、平成22年1月26日及び2月9日に専決させていただきましたので、その承認をお願いするものであります。

以上 簡単ではありますが、議案についての説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

永露委員

ひとつ確認をしておきたいと思うんですが、今回訴訟の手続き上、こういうことになりましたということですが、例えば誤解を招くようなことがあると思うんですが、分納をしてみると言っていると。分納ならできますよと言っているものを、一括でなければ駄目だから訴訟を起こすということではない。当然、ここに至るまでに分割でもいいですから、少しずつでもいいですから、入れていただければかということはずっと長い期間かけてやってきたと、それにもかかわらず、その分納にも分割にも応じていただけなかったということで、最終的に今回の訴訟になったということの、私はそういうふうに理解してるんですが、それでよろしいでしょうか。

学校給食課長

そのとおりでございます。訪問しているいろいろお支払いについてお願いをしたんですけど、全然応じていただけなかった。分納でもいいですからということをお願いをしたんですけど、それでも無理でございましたので今回、裁判所のほうに申し立てを行いまして、分納についての和解がこれから裁判所のほうで行われることとなります。

永露委員

それと、これも当然だと思うんですが、当然今回の訴訟の対象になったところというのは給食費が、いわゆる給食費が分納にしる、一括にしる、何らかのかたちで支払える立場にある、当然分割にしても、子どもたちの給食については支払い能力が当然あるというふうに、要するに支払えるのに支払わなかった案件であるというふうに私は思っているんですが、そのとおりですか。

学校給食課長

私もそのように思っております。ただ、誠意を見せていただけなかったということを経由に今回お願いしているところでございます。

永露委員

これは誠意の問題ではなくて、誠意もあるかも分かりませんが、もう物理的に支払い能力がないということではなくて、支払い能力が当然あるにもかかわらず、分割でもいいですから払っていただけんでしょうかということに対して、永い間努力したけどもそれでも応じていただけなかったと、支払い能力があるにもかかわらず、ということで私は理解しておるんですけども、そういう理解でよろしいですか。

学校給食課長

私共もそのように判断しております。

委員長

他に質疑はありませんか。

瀬戸委員

これは、一件一件の訴えになってるかと思うんですけど、個人別にですね。訴訟費用、いわゆる当該請求事件にかかる諸費用の支払いが当然、敗訴した場合は、この方達が払わなくちゃいけない。この金額は、その期間によっても違うと思うんですが、ある程度の金額になるんじゃないかなと思って。学校給食費の分が20万円とか、最高で多い方で40万円ちょっとくらい。下手したら、それと同額くらいのね、その費用がかかるんじゃないかと、その場合はそれも分割に応じて、和解になればですよ。分割して払うとか、そういうかたちになるんですかね。

学校給食課長

支払い督促に必要な費用でございますが、滞納額が30万円と仮に想定しますと、一番最初に裁判所のほうに支払督促の申し立てを行う手数料として2,000円、それから、その書面を送る切手代としてといたしまして、配達証明書付きの郵便切手代ですが1,050円、それと申立書作成及び提出費用で800円、合計で3,850円。これから訴訟に移りますと、同額の2,000円の手数料が必要となります。そして、訴訟に関する書類の送付料を含めて4,800円。合計で10,650円の費用がかかるようになります。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第14号 専決処分の承認(訴えの提起(学校給食費請求事件))」から「議案第31号 専決処分の承認(訴えの提起(学校給食費請求事件))」までの18件については、いずれも承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案18件は、いずれも承認すべきものと決定いたしました。

次に永露委員から「小中一貫校について」所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。永露委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。永露委員に発言を許します。

永露委員

いよいよ頼田のほうでも準備が進みまして、25年の開校ということ、前回聞きました。いよいよ、一貫校についても大詰めが来ていると思いますし、また学校再編についてもいよいよアンケート調査も行われております。大詰めが来ていると思います。その中で、私が考えております小中一貫校は、こうあるべきだという考えを持っておりますし、また、執行部では執行部の小中一貫校に対する考え方があろうと思いますので、そこら辺のすり合わせと言ってはなんですが、議論を少し深めていきたいというふうに考えておりますので、今日申し出をいたしております。

委員長

お諮りいたします。本委員会として、「小中一貫校について」所管事務調査を行うことに
異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件について所管事務調査を行うことに決定いたしました。
「小中一貫校について」を議題といたします。永露委員に質疑を許します。

永露委員

認めていただきまして、ありがとうございました。まずですね、先ほど申し上げましたよう
に、いよいよ大詰め段階に来ております。それで、何回もこの件については議論をいたして
おりますけども、再度改めて、この小中一貫校に対する考え方ですね、特に教育委員会になろ
うかと思いますが、小中一貫校に対する考え方について、まず、原点に戻ってなぜ小中一貫校
なのかですね。もちろん、小中一貫が子ども達の教育上プラスになるという判断のもとでされ
ておるんだろうと思います。当然、これには莫大な費用がかかりますけども、かかりますけど
もあえて、当然、それ以上に子どもたちにとってプラスになる、いい面が、利点があるという
お考えのもとでの実施だろうと思うんですね。私もこの一貫校については、いわゆる小中の
9年間というスパンの中で、カリキュラムの中での教育をやることによって子どもたちに大き
な利点があるというふうに考えておりますが、まず、その考え方についてですね、教育委員会
のお考えを少しお聞かせください。

学校教育課長

まず、穎田小中学校につきましては、校舎一体型の小中一貫教育校を目指すところでござい
ます。それ以外の11中学校区でも、小中一貫教育や小中の連携を強化した教育を既に実施し
ているところでございます。1番の目的は小学校の教員と中学校の教員が相互理解のもとに小
学校1年生から中学校、現在の3年生までをきめ細かく生活面、学習面で見守って成長を促し
ていくということについて、効果があるというように判断しております。また、子ども達を取り
巻く環境が、種々の状況で、年々厳しくなっていることも皆さん方、周知のこととございま
す。そのような中、学校教育の中で、このような新しい教育を投入することが、急務である
というように考えておるところでございます。

永露委員

今、私が申し上げる小中一貫校というのは、当然のことながら校舎の一体となった一貫校と
いうことですので、そのことについて、限定してお尋ねいたしますが、今言われましたように
小中一貫、いわゆる校舎一体型の小中一貫校という利点があると、私も絶対に子どもたちと
ってプラスになるというふうに思っておりますので、ぜひこれはやっていただきたいというふ
うに思っております。

ただ、今、具体的に現実化しておるのが穎田だけなんです。当然、小中一貫の条件というの
はありましようけど、諸々の条件がですね、ありましようけども、その1つに大きな1つに、
旧町の一校一校ですね。小中の一校一校という、穎田の場合はそうですし。他にもあろうと思
うんですが、例えば具体的に言えば庄内も条件的には穎田と同じだと、環境的にはですね、同
じだと、内容的にはわかりませんが、環境的には一緒だと思うんですが、ところが今回で
すね、私は庄内も小中一貫校をやるべきだと思っております。課長はどういうふうに考えてあ
るか分かりませんが、私は思っております。絶対やるべきだと思っております。それで、
小中一貫校の利点を言われましたけども、そういう大きな多くの利点があるならばこそ、な
おさらのことですね、やるべきではないかと思っておりますが、今年度の当初予算を見まして、
残念ながらその気持ちを折られてしまいました。言ってることは、よく分かっていると思うん
です。で、今回当初予算において庄内小学校、庄内中学校、両方とも大規模改修を行いますね。
大規模改修、私は前回尋ねたときにはだいたい5億円か6億円かかっております。1校が。恐
らく、今回もそれぐらいのお金がかかるだろうと思うんです。まず、それはいかがですか。

今年度は要するに調査委託、22年度においては調査委託だけしか出ませんけども、調査委託をやるということは、もう、23、24年度で1期工事、2期工事やるということでしょう。ということ言ってますね。大規模改修ですよ。大規模改修、1期工事、2期工事やるということでしょう。金額も恐らく5億円程度のものはかかるだろうと思うんですよ。前回のを見ると。5億円か6億円かかっていますから。当然、今回の庄内の小学校も中学校も、5億円か6億円程度のお金がおそらくかかると思うんです。今は、おそらくまだ分かりませんと言うかもしれませんが、それはもう過去の例から見て、それに近いものがかかると思うんです。ということは、私は今回の予算で庄内においては、私が望んでいるような小中一貫校をやらないというふうに教育委員会が判断したと思うんですよ。判断したんですよ。庄内においては小中一貫校をやらないと判断したんですよ。いかがですか。

学校施設等再編整備対策室主幹

公共施設等のあり方に関する第1次実施計画の小学校については、10ページ、中学校については16ページですか、そこに記載しておりますが、庄内小学校につきましては存続とし、23年度以降に耐震補強工事を含む大規模改修工事を行うというふうに一端決めております。今ご質問の一体型の小中一貫校しないのかということに関しましてはですね、当然、耐用年数等もあり、いずれ建て替え時期も来ますので、それまでにまた、再度検討することもあるというふうに考えております。

永露委員

そんなこと言うたら、またやらないといけないじゃないですか。いいですか、じゃあ、お伺いしますが、今回大規模改修をやりますね、庄内も、今年はなくにしても23年度、24年度で、1期、2期工事。これはもう書かれておりますね、予算書に。で、やるということですから、ここに恐らく、それぞれに5億円、合わせて10億くらいのお金がかかるはずですよ。かからないなら、かかると言ってくださいね、私はそう思うんですから、いや、そげんかからんち言っても、それくらいのものくらいかかるはずですよ。大して変わらんくらいのお金はかかると思うんです。ということは、今、課長は耐用年数というようなことをいまして、それが済んだら考えましようとか話がありましたけども、じゃあ今回の大規模改修によって、あなたが言われるような、そのときになったら考えましようというのはいつですか。何年後ですか。

学校施設等再編整備対策室主幹

すいません。私の説明の仕方が悪かったと思いますが、庄内小学校、中学校については先ほども言いましたように、耐震補強というのが主眼の工事でございます、それに合わせて大規模改造をするということです。それと、大規模改造を行うことによって、耐用年数が延びるということはございませんので、建設当時の建設期間で耐用年数が来るものと認識しております。今ちょっと資料を、ちょっとすみません、持ち合わせてないんですが、RC、鉄筋コンクリートの場合が50年程度でございますので、逆算すれば、あと、庄内につきましては、昭和45年くらいから昭和56年にかけて建てっておりますので、あと残り20数年程度の耐用年数となるような計算になります。

永露委員

私は前回も申し上げたと思うんですが、いわゆる小中一貫校をやる場合に、穎田の場合で約25億円と言われましたですね。約25億円かかると。そして、当然その25億円の建設費用も合併特例債を使ってやると。当たり前のこと、当然のことですよ。当然のことです。その合併特例債の期限も何年までという、あと6年ですか7年ですか、言われましたね。ですから、やるならばその期間内に、もうやらざるを得んのですよ。特例債以外で、お金使ってやれる状況にはもうないでしょう。やるとすれば、だから、やるとすれば、その特例債の期間内で、活用できる期間内でこういう箱物については、もうやらざるを得ない飯塚市の状況にあるわけでしょうが。その認識を持っておりますか。

学校施設等再編整備対策室主幹

今、質問議員が言われますように、今の飯塚市の財政状況は大変厳しいということは十二分に認識しております。まず、子どもたちの安心安全を守るために、第一に各学校の耐震補強工事を27年度いっぱいまで終わらせることを決定しております。それは、順次実施して27年度までに終る計画で、現在も進めているところでございます。それで今、言われるような、その27年までじゃなければ、20数億円程度のお金を使って新しい校舎等はできないじゃないかというご質問でありますが、確かに、その辺のところは大変厳しいものと思っております。ですから今度の第2次計画におきましても精査しまして、早くしなければいけないところ等ですね、早めに決定いたしまして、できる限り27年の合併特例債は活用できる形で事業を実施していきたいと考えております。

永露委員

ということは、今回の庄内の小学校、中学校に対する大規模改修を行うことによって、行いますね、そのことによって庄内における庄内小中学校の校舎一体型の小中一貫校の建設はしないと。それはあなたが言われるように、30年、40年後はわかりませんよ。少なくとも、この特例債の活用期間内には小中一貫校の建設はしないとということなんですよ、裏返せば。そういう理解でよろしいですか。

学校施設等再編整備対策室主幹

先ほどもご答弁申し上げましたように、第1次実施計画におきまして、現在のまま継続し、耐震補強工事を行いますというふうに決定しておりますので、27年度までに一体型の小中一貫校ができることはないというふうに考えています。

永露委員

そこで、私はやるべきだと思っております。ただ、今回穎田は決定して今進んでますね。なぜ、穎田は決定して進んだんですか。庄内はなぜ決定して進まなかったんですか。その差は何なんですか。差は何ですか。僕は、いろんな条件的に、基本的に同じだと思うんですよ。あなた方も小中一貫校の利点は認めてあるわけです。ならば、やれるところはやったほうがいいと思うんです。当然、特例債を活用してですよ。合併特例債を活用しなくちゃできないと思うんで、合併特例債を使って当然、穎田も当然やるべきだと思う。庄内もやるべきだと思います。まだ、他にもやれるとこ、いろんな環境で、条件が整うならね、やれるところはやったほうがいいと思う。その利点は課長も認めてあるわけでしょ、やったほうが絶対いいと思ってるわけでしょ。それにはいろんな条件整備がありましようけども、そういう条件整備が整うならば、ぜひやったが良かったと思ってるわけでしょ。可能な限りやったほうがいいと思ってるわけでしょ、課長。いかがですか。

学校教育課長

もちろんご指摘のとおり、穎田、それから今ご質問の庄内についても同じように一体型かどうかという検討は内部でいたしました。穎田小中学校の場合は、校舎が小学校、中学校ともに近接しておりまして、運動場で隣接という立地条件でございましたので、小中一貫教育に必要な体育館や校舎、それから運動場の確保等についてもスムーズに構想ができた次第でございます。庄内小中学校についても穎田と同様の一体型でできないかということで、校舎の立地条件、体育館の広さ、そして運動場の面積等々も現在の小学校敷きや中学校敷きも含めまして、検討いたしました。現状では穎田と同様の構成は難しいというように考えました。また、先ほど主幹のほうが答弁しましたとおり、そうはいいましても、耐震補強工事は急ぐべきであるということで、今回のような対応としているところでございます。

永露委員

耐震の関係に異議を申しておるんじゃないんです。当然やるべきですやるべきですけども、その前段の方針が決まらないとできないわけでしょ。でしょ、理屈的に。小中一貫校を

建てるという前提が決まれば、決まってもやりますかね。例えば、ことしの合併特例債の活用期間内にやると、例えば庄内については、例えばやるというふうに決まればそっちを先に進めるでしょ。違いますかね。違います、違うなら違うと言ってください。それどうなんですかね。

学校教育課長

耐震補強をして、大規模改修をする前に小中一貫の構想で新たに建てるはずでしょうというご質問だと理解してよろしいですか。小中一体型の校舎を建てるなら、当然そのような順番になると考えます。

永露委員

ですから先ほど言われましたように、確認しますが、基本的には庄内については小中一貫校は建設しないと。50年後、100年後先の話をしようにじゃないですよ。そんなんじゃないですよ。少なくとも、皆さん方がね、元気におられるぐらいの間にはしないということでしょう。そのことだけはっきり言えますね、しないということね。残念ですけどね。分かりました、しないということです。小中一貫校の建設はしないということをお認めになったんですから、それはそれでいいです。でも、なぜしないんですかね、課長少しいわれましたね、いろんな条件整理が整わなかったと。そんな理由ですか。それぐらいの理由ならやれるでしょうも。やれると思いますよ。少し遠いとかいったって。やろうと思えばできるでしょう。それぐらいの小中一貫校というのはメリットが大きいんだと、子ども達にとってプラスになるんだという理由でやるんでしょう。それ以外何もありませんよ。だったら、いろんなクリアしなければならぬ条件とかありましょけれども、それぐらいのことはクリアできるじゃないですか。やろうと思えば。だから、私に言わせたら小中一貫校のメリットとはそんなもんですかと言いたくなるんですけど、そうですか。そんな私に言わせれば、ささいな条件整備が整わないからできませんとか、それ以上のプラスな面が絶対あると思うんです、私は。課長も思っていると思うんですよ、本音では。思いませんか、課長。

学校教育課長

小中一貫校教育の効果は、今質問者おっしゃるとおり極めて大きいというように想定もし、期待もしているところです。なおかつ、潁田のような、校舎一体型の構造になれば一貫教育も極めてスムーズに進むというように考えております。

永露委員

どうでも作らんとということですね。なんぼ言われてもつくりませんということですよ、今の答弁は。なんぼそっちのほうでがたがた言うても私たちは作りませんということですね。少なくとも課長がおられる間、作りませんということですよ。いいですよそれで。それでお尋ねしますが、あと菰田ですね。菰田も当然、その対象になりうると思うんです。これが単独でやるのか、いわゆる潁田方式でやるのか、あるいは統廃合の中での小中一貫校の建設ということもありうると思うんです。で、当然、統廃合の対象になっております。菰田は。当然もう、これはもう、物理的にもうなっております。ですから、ここで小中一貫校をやるとすれば、統廃合の上での小中一貫校しかないんです。わかりますね。やるとすればそれしかないんです。単独ではありません。統廃合になっておりますから。廃合するのか統合するのか知りませんが、どこかどくつつくようになっておりますから。これについては、何にも考えていないということはないんでしょうから。まだ真っ白ということではないでしょう。そんな時間的余裕はないと思うんですよ。統廃合のことも含めまして、これは統廃合の問題も含めますけども、当然小中一貫校というものを、私はできるところはやって欲しいという気持ちは強いんで、当然、菰田の小中学校についても、その対象に当然なりうる。どういう形なるかは別としてもなりうると思うんです。そういう方向で、ぜひやっていただきたい、考えていただきたいと思うんですが、まだ何も考えてないならそう言って下さい。真っ白なら真っ白、少しは考えておりますけども、具体化しておりませんならそれで結構です、いかがですか。

学校施設等再編整備対策室主幹

今、質問議員が言われました、再編の対象になっているという言い方されましたけども、またこれも語弊があるかもしれませんが、確かにそういうようなイメージをとられている方が多くおられると思っております。それで、先ほどの答弁にちょっと重複してしましますが、小中一貫教育校の建設というのが、第1次実施計画の中で、隣接している小学校、中学校の場合は検討しますというふうな形になっておりますので、先ほどの庄内、菰田についても直接地続きなわけではございませんので、その辺のところの検討も必要だということをおっしゃって申述べておきます。それと再編整備につきましては、前回の本委員会で、ご説明申し上げましたとおり、現在アンケートも実施しておりますので、その結果を待って、再度検討するようにしておりますので、その辺のところをご理解をお願いします。

永露委員

わかりません。去年の予算から今年もそうですけども、いわゆる2つの中学校区に対する調査費がついておりますね。要するに小中一貫教育に関してですから、必ずしもそれが建物の、校舎一貫によるものということもありましょうし、あるいは先ほど課長言われましたように、広い意味での小中の教育関連調査というんですか、そういうこともありましょうけども、ここに書かれてある2つの中学校区に対する予算ですね。これは、どちらも含むのか、あるいはどちらかに限定した予算なんですか、調査なんですか。

学校教育課長

本年度、ご指摘のとおり、2中学校区、穎田中学校区と菰田中学校区で昨年度と本年度というように、小中一貫教育の調査研究校として、教育委員会が指定委嘱して研究を進めていただきました。進めていただきましたと言いますが、これは研究要項を学校に出しまして、学校が主体的に、ぜひ自分のところで、そういう研究をやりたいということで、取り組むべきものではございますが、ご承知のとおり、特に穎田につきましては今回一体型の校舎ができますので、先進地視察も含めて、学校のほうに働きかけもしたいなというように考えておるところでございます。

永露委員

ちょっと、今わからなかったんですが、穎田の場合はわかります。穎田の場合はもう具体的に動いてますから。それに対する開校に向けてね、開校に向けての穎田の場合は、小中一貫校決定しておりますし、建物も立てることも決定しておりますし、ですからそれに向けて実際の、開校した場合のどのようなあり方、進むべき道とかいうことをいろんな形で先進地等も含めて研究していく、そういう費用を予算に計上されることはわかります。それと同じに菰田はもう同じですね。菰田、菰田は何の目的なんですか。菰田は。穎田はもうわかります。穎田のほうは述べられなくて結構です。菰田は何なんですか。

学校教育課長

菰田小中学校につきましては、他の中学校区も同様でございますが、校舎が離れていても、小中連携もしくは一貫教育は、このような姿では実現できるということをこの2年間調査研究を進めていただきました。

永露委員

この2年間、そういう調査研究を進めていただきました。で、今度は継続しておるんですね。継続。今年度の予算。部長は今年度の予算なら物言うなということですが、それについては触れるということですが、継続しているんですよ。平成22年度の予算でも。同じく。知りません。俺の勘違いですかね。勘違いですか。平成22年度の予算は。

学校教育課長

平成20年度、21年度につきましては、穎田中学校区、菰田中学校区で調査研究をしてきておりましたが、平成22年度につきましては、まだ指定校区の決定はしておりません。今月

の校長会議でその募集要項を各学校に配布したところでございます。

永露委員

すみません、私の勘違いだったら謝ります。今年の当初予算の概要の中に、2中学校について同じような予算が計上されております。恐らくそれは、継続的な予算だと思うんですが、それについて私が質問したらダメならダメと言ってください。今年の予算について質問したらダメというんならダメち言ってください、いいですよ。

学校教育課長

予算枠の確保ができたということで、まだ学校指定はできていない状況でございます。

永露委員

例えば、去年までは穎田と菰田、今年単年度になるのか、2年継続なるのかわかりませんが、今年以降についての、今言われましたように、その予算枠だけは計上してあるけども、具体的にその2中学校区の中身については何も決まっていないうことですか。ほんとに、ほんとですか。そんなことありますか。具体的にこういうことで、こういうことやろうと言わずに予算要求しますか。せんでしょう。そんな予算計上ありますか。財務がそんなことで認めました。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:54

再 開 13:57

委員会を再開いたします。

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、1件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「飯塚市人権教育・啓発基本指針について」報告を求めます。

人権同和教育課長

「飯塚市人権教育・啓発基本指針」についてご説明申し上げます。お手元の資料をご覧くださいと思います。「飯塚市人権教育・啓発基本指針」でございますが、本指針は、あらゆる人々の基本的人権が尊重され、かつ、お互いの人権を尊重する社会づくり、様々な人権問題を市民一人ひとりの問題として、啓発活動を行える環境づくりを目指しまして、人権教育・啓発に関する諸施策を総合的に推進しようとするもので、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づきまして、策定いたしましたので、ご報告し、ご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。「第1章 はじめに」でございますけれども、基本指針策定の趣旨でございますが、最後の2行ほどになりますけれども、様々な人権問題の解決と、人権が尊重される社会の実現を目指し、総合的に推進するため法に基づき策定いたしましたというような主旨でございます。

2ページをお願いいたします。2ページ、「性格」でございますけれども、第1次飯塚市総合計画の基本構想に準じまして、人権が大切にされ、個性ある市民主役の協働のまちづくり、あるいは基本的人権が尊重され、誰もが平等に安心して暮らせるまちづくりなど、まちづくり

の性格を併せ持たせたものでございます。

3ページをお願いいたします。3ページ、「第2章 人権を取り巻く状況と課題」でございますけれども、3ページから国際的な流れ、4ページにわが国の取組み、5ページに本県・本市の取組みについて記載いたしております。まず、国際的な潮流でございますけれども、二度の大戦以降、世界平和のための必要性から採択されました、世界人権宣言をはじめとする国連を中心とした世界的な取組み等々について記載しておりますところでございます。

4ページをお願いします。4ページ、わが国における取組みでございますけれども、国際的な潮流を受けまして、国においては、平成7年に内閣総理大臣を本部長といたします「人権教育のための国連10年推進本部」の設置がされました。それ以降、最後のほうになりますけれども、平成12年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定等を記載しているところでございます。

5ページをお願いいたします。福岡県における取組みでございますけれども、平成9年に国と同様に知事を本部長といたします「福岡県人権教育のための国連10年推進本部」の設置などについて記載しております。中ほどからの本市における取組みでございますけれども、本市においては、同対審答申、特別措置法以降の人権同和教育の推進や地域改善対策の取組み、しかしながら、なお、残ります課題・現状を踏まえまして、人権擁護条例制定、人権教育啓発推進法の理念に基づく施策や、まちづくりの視点からの取組みなどについて記載しておりますところでございます。

6ページをお願いいたします。6ページからは、「第3章 人権教育・人権啓発の推進」でございますけれども、教育啓発の対象や場面に応じました、それぞれ対応について記載しているところでございます。6ページから就学前・学校、7ページには家庭、8ページ地域、9ページ企業というような順に記載しておりますが、まず、就学前でございますけれども、乳幼児期、この時期は生涯にわたります人間形成の基礎が培われる時期でありまして、基本的人権尊重精神の基礎を育むこと。また、子育て支援による育児不安への対応や、保護者自身の教育力向上の必要性等について記載しております。

同6ページの下の方から4分の1ぐらいですが、学校教育でございます。学校においては、子どもたちに「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性を育てる」こと等について記載しているところございまして、次のページの7行目のところからになりますけれども、自他の人権を大切にするためのスキルが身につく人権教育の推進について記載いたしております。

同7ページの中ほどからでございます。家庭における人権教育でございますけれども、少子化・核家族化などの社会変化に伴います家庭の教育機能低下に対しまして、家庭の課題解決に向けた支援や、子どもに対する夫婦共同義務・責任の自覚を促すこと、学校・保護者の連携の取組み等について記載しております。

8ページをお願いいたします。8ページの地域における人権啓発でございます。長年の教育啓発の成果を認めつつも、行政総体としての更なる教育啓発の必要性や、「人権のまちづくり」の視点から、行政と市民との協働・参画を図りながら、人権の裾野を広げる活動について記載しているところでございます。

9ページをお願いいたします。9ページでは企業における人権啓発でございます。企業は、営業活動などを通じまして、地域社会や市民との深い関わりがありますことから、企業の社会的役割と責任を促す啓発活動や、企業の主体的取組みへの支援について記載しております。

10ページをお願いいたします。10ページから「第4章 分野別人権施策の推進」になります。ここににつきましてはですね、各人権課題に対しまして、それぞれの現状と今後の方向性を述べたものでございます。まず、同和問題でございます。今までの教育・啓発の結果、一定前進が見られますが、未だ差別意識の解消に至っていないというような現状を踏まえまして、

今後におきましても、教育啓発の徹底を図る中で、内容・方法の検証と、柔軟で弾力的な創意工夫などの改善、それから市民の主体的・自発的な学習機会の提供、整備、市内企業に対する取組みの充実などについて記載しているところでございます。

11ページをお願いします。11ページは女性問題でございます。女性問題につきましても、法制度や社会環境整備の進展にもかかわらず、雇用の場における男女格差や、セクハラ、DVなどの新たな課題がございまして、男女共同参画条例・同参画プランに基づきます、女性の参画拡大や男女平等・男女共同参画推進の意識を醸成する啓発活動に取り組むこと。また、DVにつきましても、被害者支援や相談体制の充実を図ることについて記載しております。

12ページをお願いいたします。12ページは子どもの問題でございます。子どもを取り巻く環境が少子化・核家族化、家庭構造の変化、あるいは都市化などの地域構造の変化などの急激に変化がございまして、子どもたちに強いストレスを与えている現状がございまして。次のページになりますけれども、豊かな人間性、人権を尊重する心などを培う教育啓発の推進について記載しております。

その13ページ中ほどからですが、高齢者問題。高齢者問題につきましても、ご承知のように、世界に例のない高齢化、これは単に高齢者が増えるだけではなく、高齢者のみの世帯や認知症高齢者の増加によります生活上の問題など、高齢者を取り巻く新たな課題が予測されておるところでございます。次のページになりますけれども、の中ほどですね、地域包括支援センターの権利擁護業務を中心に、地域や関係機関と連携した高齢者の人権擁護や、見守り体制の構築に努めること等について記載しております。

その14ページ中ほどからでございますが、障がい者の問題でございます。自立と社会参加を阻む、様々な心理的・物理的障壁が依然として存在する現実がございまして。ページ的には次のページの中ほどになるんですけれども、障害者基本法の理念であります障害者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進する環境づくり。また、雇用・就業機会の確保に向けた支援、及び障害者の雇用促進のための啓発広報について記載しております。

15ページ真ん中、ちょっと下ですね、外国人問題でございます。外国人の問題につきましては、近年の著しいグローバル化、ボーダレス化の進展に伴いまして、在留外国人の増加、あるいは歴史的経緯から日本に居住する在日韓国・朝鮮の人々の問題など外国人に対する差別意識や偏見を排除しまして、真に全ての人々の人権が尊重される社会の形成に向けてというようなことで、人権教育の推進はもちろんでございますけれども、多元的文化や多様性を尊重するための国際理解教育の推進について記載しておるところでございます。

16ページ、その他の人権問題でございます。この16ページ、17ページにつきましてはその他の問題ということで、HIV感染症、エイズ、ハンセン病、犯罪被害者やその家族、アイヌの人々、等々についてその問題と方向性について取り上げておるところでございます。

最後のページ、18ページになりますけれども、「第5章 推進体制等」でございます。本指針に基づきます人権教育・啓発にあたっての全庁的・総合的な推進や、国・県・関係団体との連携などについて記載しているところでございます。

以上、策定の報告とご説明にかえさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。